



災害発生 後

各種支援制度 まちの復興

Point 7 災害弔慰金[※]

【対象】災害によって亡くなられた方、行方不明になった方の家族
【金額】500万円（生計維持者）／250万円（その他の方）



Point 8 被災者生活再建支援金[※]

【対象】災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯
【金額】最大300万円（全壊） ※世帯構成等により異なります



Point 9 災害援護資金の貸付[※]

【対象】災害救助法が適用となった地域で被害を受けた世帯
【金額】最大350万円（全壊） ※世帯主の状況等により異なります



Point 10 復興まちづくりに参画しよう

- 災害による被害を繰り返さない安全なまちをつくるために、積極的にまちづくりに参画しましょう



[※]…担当は福祉管理課。制度は被災状況によっては変更の可能性があり、他にも様々な支援制度があります。
発災後の最新情報はホームページ等でお知らせする予定です。



編集 足立区 都市建設部 都市建設課
電話：03-3880-5111（代表）
足立区中央本町一丁目17番1号

令和6年3月
発行 足立区

足立区 都市建設部 都市建設課
令和6年3月発行

大災害の前と後



復



興

にも 備える。

生活再建ガイドブック

大災害が起きる前に知ってほしい10のポイント



大災害の前後それぞれ必要になる「復興」の知識をまとめました。
防災・減災だけでなく、復興にも備えましょう。

詳しくは区公式ホームページ **都市復興** で検索



災害発生 **前** 事前復興

Point 1 災害保険に加入する

- 行政の支援金等だけでは住宅の再建費用は足りません
- 地震・洪水等に起因する火災には火災保険は適用されません
- 自然災害を補償する保険に加入しましょう

Point 2 災害に強い住宅の確保

- 家具の転倒防止
- 住宅の耐震化
- 安全な住宅に建替え

Point 3 財産の整理

- 土地や建物の確認
(相続、土地境界確認など)
- 老朽化した空家の解体

Point 4 地域活動の促進

- 若い人など多様な人々の参加
- 防災訓練・勉強会の実施
- 事前復興に関する情報共有、話し合い
- 区民主体の復興まちづくり訓練の実施



事前復興まちづくりに参画しましょう！

- 早期復興の鍵は事前の準備です
- 地域であらかじめ災害後のまちづくりの目標や方針を話し合っておくと、いざという時も慌てずにスムーズに復興が進みます
- 日頃から積極的に復興まちづくりに関わっていきましょう

災害発生 **後** 住まいの復興

Point 5 片づけ、修理、その前に。 ゼットイ写真を撮る！

- 被災した建物の全景(周囲全方位)、家屋の中の様子、個別の被害箇所の写真を撮りましょう
- **写真がないと、り災証明書が発行されず、様々な支援を受けられなくなってしまいます！**



支援制度は裏面をご覧ください

Point 6 2つの建物調査、 どちらも大切！



① り災証明

- 被災者（区民）からの申請をもとに、区が住家被害認定調査を行い、発行します
- 災害が発生した日の翌日から起算して原則 **1年以内の申請**に限り交付します

問い合わせ先：各区民事務所

② 応急危険度判定

- 被災時の建物の危険性を調査し、「余震などが発生しても継続使用可能かどうか」と「二次災害の被害が起きる危険性」を判定します

